

平成27年度定期監査（前期）の結果に対する措置状況の公表について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により実施した、平成27年度定期監査（前期）の結果に基づき講じた措置について、市長等から通知があったので同条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成27年10月30日

江別市監査委員 中 村 秀 春
江別市監査委員 齊 藤 佐知子

所管課等	監査結果（内容）	措置状況の概要
都市建設課	【都市公園使用料の算定方法等について】 都市公園使用料の算定について、使用料を徴収又は全額免除する場合にしても、使用料の算定方法が一貫していないことから、今後は適正な事務処理をするため、条例上月割で使用料が規定されているものにあつては日割りで使用料を算定する基準、また減免する場合の減免基準の整備を検討されたい。	【検討中】 都市公園の使用料の算定、減免の対象等については、都市公園条例に基づいて、日割算定の考え方や、減免における公共性、地域性等へ配慮した考え方を含めた統一的な基準を策定し、業務の一貫性を図り、平成28年度4月からの適用を目途に検討を進めている。
国保年金課	【補助金交付事務について】 国民健康保険健康づくり推進事業補助金について、実績報告書の提出遅延が散見され、また交付要件として国保加入者の参加が概ね3割以上見込まれるものとしているが、名簿等で当該要件を確認していないなど、不適切な事務処理が見られることから、今後適正	【措置済み】 ・補助対象団体の代表者と面談を行い、実績報告書・国保加入者を含む全参加者の名簿の速やかな提出について指導を行った。同時に、補助申請時に実施時期が確定していない（実施時期が予定となっている）事業については、実施時期を改めて確認することにより、未提出時の指導が可能な状況とした。

	な事務処理に留意するとともに、補助のあり方について検討されたい。 【契約事務について】 前年度において随意契約を締結する際の契約事務について指導したが、今年度においても一部改善が見られない事例が散見されることから、関係法令等を遵守し適正に契約事務を遂行されるよう徹底されたい。	・健康づくりを推進する団体構成員の高齢化が進む中、活動の維持には後期高齢者医療保険対象者の参加が不可欠となっている。また、後期高齢者医療保険対象者の健康保持により、同保険事業における医療費の適正化が見込まれるだけでなく、国民健康保険が負担する後期高齢者支援金、介護納付金の軽減にもつながる。よって、「国民健康保険被保険者の参加が概ね3割以上見込まれる事業」としていた補助要件を、「国民健康保険被保険者と後期高齢者医療被保険者の参加が3割以上見込まれる事業」へと補助要綱の改正を行った。 【実施中】 ・特定健診受診券封入封緘業務委託については、平成27年度分の契約は既に完了しているため、次年度の契約締結時に向けて適正に処理するよう課内全員に周知徹底を行った。 【実施中】 ・国保適正チラシ作成業務については、平成27年度分が未執行であり、執行にあたっては2社以上から見積書を徴取する。
子ども育成課	【補助金交付事務について】 補助金交付に係る実績報告について、補助金支出先の大部分が要綱に規定する期限を大幅に超えて実績報告書を提出しており、なかには未だ提出していない事案が1件あるなど、実績報告書の提出遅延が散見されることから、今後適正な事務処理に努められたい。	【実施中】 未提出の事案については、速やかに提出させた。また今後補助金交付に係る実績報告書について、要綱に基づき、各法人等へ実績報告書の速やかな提出を求めることとした。
市民税課	【市民税の減免事務について】 規則では、市民税の減免を受けていた者が、減免事由に該当しなくなったときは、減免を取り消す旨規定している。 しかし、生活保護受給者に対し、減免後、その事由が継続していることを確	【措置済み】 平成27年7月から、保護課より、生活保護の廃止等が記載された「各課連絡一覧表」の提供を受ける仕組みを整えました。 今後、指導があった市民税の減免を受けた生活保護受給者について、毎月確認を行い適正な税務事務に努めてまいります。

	認していないことから、生活保護担当部局と連携のうえ減免決定後の確認事務を徹底し、適正な税務事務の遂行に努められたい。	
--	--	--

掲示期限：平成27年11月12日